

各 位

会 社 名 株式会社ソリトンシステムズ
代 表 者 名 代表取締役社長 鎌 田 信 夫
(JASDAQコード: 3040)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 田 嶋 哲 人
(TEL. 03-5360-3801)

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月24日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記の通り改訂後の内容をお知らせいたします。なお、改正箇所につきましては下線にて示しております。

記

1. 取締役・執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - 1) コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、行動規範を定め、当社のみならずグループの社員等にこれを周知徹底すべくホームページに公表するとともに、取締役及び執行役員は法令及び倫理規範の遵守を率先垂範する。
 - 2) コンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、社外取締役制度を採用し、意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高める。
 - 3) 内部監査部門として内部監査室を設置し、当社全部門及びグループの業務プロセスおよび業務全般の適正性等について内部監査を行う。
2. 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る文書については文書管理及び保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切に保存・管理し必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
3. リスク管理体制の整備の状況

事業構成や事業運営にかかわる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発・知的財産など技術競争力に関するリスク等は取締役会、経営会議において常時管理し、必要な都度対策する。また製品の品質・欠陥や環境・災害・安全に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・輸出管理法・下請法などコンプライアンスに関するリスクなどについてはコンプライアンス委員会及び内部監査室において重要リスクの洗い出しを行い、対策を講じる。万一不測の事態が発生した場合は、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し損害を最小限に止め事業継続体制を整える。
4. 取締役の職務執行が有効的に行われることを確保するための体制

当社の重要事項は毎月の取締役会で討議・決定し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、討議・決定する。ま

た、業務執行最高責任者である代表取締役社長に対して適切な助言を行うことを目的に、執行役員及び各部門の責任者から構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行事項についての方向性や方針の確認を行う。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

- ・ 当社が定める関係会社管理規程および当社と子会社との間で個別に締結される管理契約等において、子会社の経營業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ・ 定期的また必要に応じて、当社および子会社の取締役が出席する役員会を開催し、子会社において重要な事項が発生した場合には、子会社に対し報告することを義務付ける。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス規程においてリスクごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・ グループのコンプライアンス委員会において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対策を審議する。
- ・ 不測の事態や危機の発生時にグループの事業継続を図るための計画を策定し、当社および子会社の役員および社員等に周知徹底する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
- ・ グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、これに準拠した体制を構築する。
- ・ 内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する年1回以上の内部監査を実施する。

ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ コンプライアンス規程を作成し、当社グループの全ての役員および社員等に周知徹底する。
- ・ グループにおいては、各子会社に、規模や業態に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する。
- ・ グループの役員および社員等に対し、年1回、法令順守に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ・ 内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する年1回以上の内部監査を実施する。
- ・ グループの役員および社員等が直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを当社内に整備する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助すべき社員等は、監査役の指揮命令に従わなければならない。ただし、その社員等が他の部署を兼務している場合については、監査実施中は、監査役の指揮命令に従わなければならない。

7. 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

- ・ グループの役員および社員等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

- ・ グループの役員および社員等は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、これを発見次第、ただちに当社監査役に報告する。
 - ・ 内部監査室等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - ・ グループの内部通報制度の担当部署は、グループの役員および社員等からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に報告する。
8. 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
- ・ グループの監査役への報告を行った当社グループの役員および社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社の役員および社員等に周知する。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。
 - ・ 監査役が通常監査によって生ずる費用を請求した場合には速やかに処理する。

以上